

県民健康管理調査事業に対する必要な措置		施策番号005
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	42	環境省
章	第3	
節	2	
項	(1)	作成年月
目	(2)	平成25年5月
予算措置の状況		
【平成23年度(第2次補正)】 ・原子力被災者・子ども健康基金 78,200百万円【エネルギー特会】		
施策の内容		
○福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国では、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し全面的に県を支援している。 ○県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行うこととしている。特に、震災時に18才以下の全ての方を対象に甲状腺の超音波検査を実施することとしている。また、この他に、ホールボディカウンターによる検査や個人線量計による線量測定などを実施している。 ○さらに、同県が主催する「県民健康管理調査」検討委員会に参加し、「県民健康管理調査」の内容、進め方、関係する事業について、提案や助言を行ってきたほか、(独)放射線医学総合研究所による外部被ばく線量評価システムの開発といった技術的な支援も実施してきたところ。 ○事故直後に放出されたヨウ素131による甲状腺の被ばく線量を把握するため、(独)放射線医学総合研究所への委託事業として実施するとともに、福島県の甲状腺検査で、約4割の方に、小さなう胞等の所見(A2判定)を認めているところであり、国では、この所見について、住民の理解促進に資する情報を提供する観点から、福島県外の3カ所の約4,500人の子どもの対し、福島県と同様の検査を行い、これらの結果については、福島県県民健康管理調査検討委員会等で公表しているところ。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○福島県の「県民健康管理調査」検討委員会に、第8回検討委員会より、環境省からは環境保健部長が検討委員会の委員として出席。 ○福島県民の健康を守るため、今後とも関係省庁と連携して取り組んでまいりたい。		